

特定非営利活動法人東京こどもホスピスプロジェクト
役員の報酬等に関する規程

1. 目的

この規程は、特定非営利活動法人東京こどもホスピスプロジェクトの定款第 18 条に基づき、 役員の報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、特定非営利活動促進法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

2. 報酬

役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

3. 報酬の支払日 役員の報酬の支払いは、毎月 末日とする。

4. 報酬の支払い 役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。また、法令または規定に基づき、役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附則 この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。